

正副会長の活動状況

4ヶ月を振り返って

日本弁理士会副会長 松浦 喜多男

1. はじめに

新年度発足以降、委員会の立ち上げ、定期総会、支部周りなど、慌しく月日が過ぎ去り、既に三分の一が経過した。三期に分ければ、前期が終わり、中期に足を踏み入れようとしているところである。本年度は筒井会長の二年度目であり、仕上げの年。従って、積み残しは許されず、着実に任務を遂行するための計画性と、しかも中期という時期に当たっては、更なる創造力・行動力・情熱が求められているときにある。このときには、今までの活動を、担当の分野で、振り返ってみたい。

2. 支部サミット

福岡の大宰府近郊で、第1回支部サミットが7月16日、17日の二日間に亘って開催された。

平成17年12月21日の総会決議により全国に各支部が設置され、全国支部化5年経過の節目を前にして、さらには知財支援協定締結10周年を契機として、各支部及び本会関係者が一堂に会した。各種の問題点を整理し、活動の成果を共有することにより、明日の支部活動・支援活動が更に活性化されることを期待して、開催されたものである。会議は、パワーポイントを用いた支部報告、支援センター・広報センターからの問題提起、支部運営と支援関係とに分かれてのグループ討論などにより、熱心な議論がなされた。会議では次のことが合意された。

① 全体

各支部は、支部報告で確認されたように、与えられた環境の中で、觀知を寄せ、さまざまな工夫を凝らし、社会支援、支部運営に取り組んできた。一方、支援を担う会員の数、会員の地域偏在、弁理士会を取り巻く環境変化などにより、今後も取り組まなければならぬ課題は山積している。これらの課題解決には、各支

部内の自助努力だけではなく、本会・附属機関からの支援や支部間の連携が必要である。

② 附属機関との関係

a) 支援センター

社会支援につき、特に会員数の少ない支部にあっては、支援センターの助力が必須であり、今後も期待される。一方、支援センターは、各支部からの要請に対応するだけでなく、各支部の支援活動を把握し、支援活動の情報の集中と管理を図り、その上で、全国的視野に立って、支援を先導することが求められる。いわゆる社会支援のハブとしての役割が求められている。

b) 広報センター

新たに附属機関となった広報センターにも、各支部の広報活動のハブとしての役割が期待される。各支部からの要請を受け止め、これを一元的・効率的に情報宣することにより、各支部の広報活動が飛躍的に強化されよう。

③ 支部連携

各支部は、支部会員数などそれぞれ特有の環境・条件下にあって、会員の指導・連絡、支部活動への参加施策等につき様々な工夫を凝らし、これにより支部運営のノウハウを蓄積してきた。そこで、各支部は、情報を交換し、互いに学びあい、支部間連携により様々な課題解決の糸口を見いだされることが期待される。

以上の合意内容が書き込まれた支部サミット大宰府宣言も採択された。(弁理士会ホームページ参照)

3. 知的財産支援センター

支援センターは、平成11年4月1日に弁理士会の附属機関として設置され、本年度で12年目を迎える。昨年度は、1600回以上の知財フォーラム、セミナー、相談会等を開催した。

本年度前期では、各地で支援員研修を行い、質の高

い支援活動を行えるように、支援員のレベルアップを図っている。また学校授業用台本作成 WG により、台本の磨き上げ作業を行うと共に、知的財産授業についてのパンフレットも作成し、出張授業の広報に努めている。出張授業も含めた教育機関向け知財セミナーは、小中学校のほか、大学関係も秋田大学、鳥取大学など多数校からの要請があり、講師派遣を行なっている。

一方、各地方公共団体への支援も、高知県「知的財産セミナー（8/10、中部：高知市）」、岩手県「いわて知的財産権セミナー 2010」、北海道「海外における商標の冒認出願対策セミナー」、鳥取県「知的財産セミナー 2010 知財ゼミ」、宮城県「宮城知財セミナー 2010」、青森県「著作権セミナー in あおもり」などが予定されている。

本年度は支援協定十周年に当たり、この 10 年間の成果を整理するための記念事業を企画している（平成 23 年 2 月 10 日（木）予定）。

4. 地域知財活動本部企画調整委員会

本委員会は、設置して 5 年目を迎える。タウンミーティングやキャラバン活動などの地域知財活動の企画・調整・実行を行うことにより、中小企業支援を中心とする地域活性化を図ることを目的として活動して

いる。

本年度は、昨年度の答申を受け、中小企業支援を中心として地域活性化のための企画・実行を検討している。また、各支部における地域知財支援活動の予定が出揃い、その実行段階に移行しようとしている。特許庁の優良企業表彰制度に対する企業推薦についても、審議を開始したところである。さらには青森の会設事務所の設置についての評価を検討している。二番目の会設事務所の設置に資するものとしたい。

5. パテントコンテスト委員会

本委員会は、設置して 4 年目の比較的新しい委員会。文部科学省、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館との共催で、本年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを、各支部、支援センターの協力を得ながら、企画実行している。この実行は、主催者会議の実施、応募前セミナーの実施、応募案件の選定、表彰式の開催及び出願支援対象への指導等の一連の作業により成り立っている。弁理士の日に、関東支部、東海支部の協力を得て、デザインパテントコンテストの応募前セミナーを開催したところである。昨年度の応募に地域偏在があったことを解消し、日本全国からの応募を期待する観点から、本年度は事前セミナーの要件を緩和している。